○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第二百八十八号志木都市計画道路事業三・四・三号中央通停車場線
三　事業施行期間　自平成十七年四月六日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第百三号川越都市計画道路事業三・三・四十四号川越北環状線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百六十号春日部都市計画道路事業三・四・十二号大場大枝線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十九日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百六十号春日部都市計画道路事業三・四・十二号大場大枝線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十九日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十四日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第百七十二号加賀都市計画及び山中都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）
三　事業施行期間　自平成元年二月三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び大阪国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十六号
(三)　指定する道路の部分

区間	延長
阪南市箱作二八二七番二から大阪府泉南郡岬町淡輪五六四八番一まで	一〇・六〇〜一四三・一〇メートル

(四)　指定する期日　平成二十三年三月二十四日

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
島根県浜田市下府町三〇六番四から同市三隅町三隅七三番一まで	前	A 九・〇〇〜一一・〇〇メートル	二一・六九二キロメートル	上記A、B及びCは関係図面で表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・六〇〜二二・〇〇メートル	六・七八六キロメートル	
		C 九・〇〇〜一一・〇〇メートル	一四・五〇〇キロメートル	
	後	A 一三・六〇〜二一・〇〇メートル	二一・六九二キロメートル	
		B 二二・〇〇〜三〇・〇〇メートル	六・七八六キロメートル	
		C 一三・六〇〜二一・〇〇メートル	一四・五〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所